

# 耐熱形配電盤等機器に関する認定規約

平成16年12月 1日 制定

平成18年 4月 1日 改訂

平成22年 9月 8日 改訂

平成29年 3月22日 改訂

## 第1章 総 則

### ( 目 的 )

第1条 この規約は、防火対象物等における消火設備、避難設備等の防災設備に供する耐熱形配電盤等に用いる機器の性能、構造及び材質等の品質確保を図るため、一般社団法人日本配電制御システム工業会（以下「工業会」という。）が行う型式認定及び登録機器に係わる事項について規定する。

### ( 用語及び定義 )

第2条 この規約で用いる主な用語の定義は、次による。

(1) 認 定 機 器

認定機器とは、耐熱形配電盤等に用いる機器のうち工業会が型式認定を行う機器をいう。

(2) 登 録 機 器

登録機器とは、耐熱形配電盤等に用いる機器のうち認定機器以外で工業会に登録された機器をいう。

(3) 型 式 区 分

型式区分とは、認定機器の構造、性能等に関し工業会が定めた型式分類上の区分をいう。

(4) 型 式 認 定

型式認定とは、型式区分された認定機器が別に定める「構造及び性能に関する基準」に適合していることを工業会が確認し、これを工業会が認定することをいう。

(5) 認 定 型 式

認定型式とは、型式認定された認定機器の型式をいう。

(6) 立 入 調 査

立入調査とは、工場等において適正な品質管理が行われているか、また、個々の認定品が認定型式と同様に、「構造及び性能に関する基準」に基づいて製作されているかどうかを確認するために工業会が行う調査をいう。

(7) 認 定 証 書

認定証書とは、工業会が発行する型式認定を証する書面をいう。

(8) 登 録 機 器 承 認 通 知 書

登録機器承認通知書とは、適正と認められた登録機器について工業会が発行する登録承認の書面をいう。

(9) 認 定 証 票

認定証票とは、個々の機器が認定品である旨を表示する証票をいう。

(10) 誓 約 書

誓約書とは、型式認定の取得者がこの規約を遵守することを誓約する書面をいう。

(11) 型式番号

型式番号とは、認定型式ごとに付与される種別記号と登録番号を併せたものをいう。

(12) 認定品

認定品とは、型式認定の取得者が製造・販売する認定機器について、それらが認定型式に適合していることを取得者が保証したものをいう。

(13) 登録品

登録品とは、登録機器の取得者が製造・販売する登録機器について、それらが登録機器に適合していることを取得者が保証したものをいう。

(14) 一部変更

一部変更とは、耐熱性能に影響を及ぼす機器の構造変更及び仕様の追加等をいう。

(15) 軽補正

軽補正とは、耐熱性能に影響を及ぼさない機器の構造変更及び仕様の追加等をいう。

(委員会)

第 3 条 認定・登録業務を行うため、工業会に非常用配電盤等機器認定委員会（以下「委員会」という。）を置く。  
この組織、構成及び業務は、別に定める「認定委員会規程」による。

## 第 2 章 認定機器

(型式認定)

第 4 条 工業会は、この規約に定めるところに基づいて認定機器の型式認定を行う。この規約に定める型式認定を受けようとする者は、工業会が行う認定試験を受けなければならない。

(認定試験の種別)

第 5 条 工業会の行う認定試験は、型式試験及び一部変更試験とする。

(認定試験の基準)

第 6 条 認定試験の基準は、別に定める「構造及び性能に関する基準」による。

(型式認定申請者の資格)

第 7 条 認定機器の型式認定を受けようとする者は、当該認定機器の製造所を有する者又は製造所の管理に関し当事者能力を備えた者でなければならない。

(型式認定の申請)

第 8 条 型式認定を受けようとする者は、別に定める「認定機器試験規程」に基づいて型式認定申請図書を作成し、工業会に申請しなければならない。

2. 認定証書の交付を受けようとする者は、「誓約書」を工業会に提出しなければならない。

(認定試験の実施)

第 9 条 認定試験は、別に定める「認定機器試験規程」によって行う。

(認定証書及び認定証票の交付)

第 10 条 工業会は、認定試験に合格した者に対して型式区分による認定証書を交付する。

2. 型式認定の取得者は、その申請により認定証票の交付を受けることができる。認定証票の交付及び管理については、別に定める「認定証書及び認定証票取扱い規程」による。
3. 認定証書の再交付を受けようとする者は、「認定証書再交付依頼書」を、工業会に提出しなければならない。

(型式認定の有効期限)

第 11 条 認定型式の有効期限は、認定証書交付日より起算して5年後の認定日前日とする。

(型式認定の更新)

第 12 条 型式認定は、所定の手続きを経て更新することができる。更新後の有効期限は第 11 条による有効期限と同一とする。

2. 型式認定の更新を受けようとする者は、有効期限の7か月から3か月前までに型式認定更新の申請をしなければならない。
3. 型式認定更新の手続きは、型式認定の申請に準じるものとする。

(型式認定申請書記載事項の変更)

第 13 条 型式認定取得者は、型式認定申請書の記載事項について変更を生じた場合、30日以内に工業会へ「型式認定申請書記載事項変更届」を提出しなければならない。

(一部変更又は軽補正)

第 14 条 認定型式の一部変更又は軽補正をしようとする者は、「一部変更申請書」又は「軽補正願書」を工業会に提出し、審査を受けなければならない。

(認定型式の取下げ)

第 15 条 認定型式を取下げる場合は、「認定型式取下げ願書」を、工業会に提出しなければならない。

2. 取下げ願書の提出は、認定型式の有効期限日の8か月前(以上)とする。

## 第3章 登録機器

(登録機器)

第 16 条 工業会は、この規約に定めるところに基づいて登録機器の審査を行う。この規約に定める登録機器の申請を行う者は、工業会が行う登録審査を受けなければならない。

(登録機器の審査基準)

第 17 条 登録機器の審査基準は、別に定める「構造及び性能に関する基準」による。

(登録機器申請者の資格)

第18条 登録機器の申請をしようとする者は、当該登録機器の製造所を有する者又は製造所の管理に関し当事者能力を備えた者でなければならない。

(登録機器の申請)

第19条 登録機器の申請をしようとする者は、別に定める「登録機器申請審査規程」によって申請し、審査を受けなければならない。

(登録機器審査の実施)

第20条 登録審査は、別に定める「登録機器申請審査規程」によって行う。

(登録機器承認通知書の交付)

第21条 工業会は、審査において適正と認められた登録機器に対して登録機器承認通知書を交付する。交付方法等については別に定める「登録機器承認通知書規程」による。

2. 登録機器承認通知書の再交付を受けようとする者は、「登録機器承認通知書再交付依頼書」を、工業会に提出しなければならない。

(登録機器の有効期限)

第22条 登録機器の有効期限は、登録機器承認通知書交付日より起算して5年後の登録日にあたる前日とする。

(登録機器の更新)

第23条 登録機器は、所定の手続きを経て更新することができる。更新後の有効期限は第22条による有効期限と同一とする。

2. 登録機器の更新を受けようとする者は、有効期限の7か月から3か月前までに更新の申請をしなければならない。
3. 登録機器更新の手続は、登録機器の申請に準じるものとする。

(登録機器申請書記載事項の変更)

第24条 登録機器の取得者は、登録機器申請書の記載事項について変更を生じた場合、30日以内に工業会へ「登録機器申請書記載事項変更届」を提出しなければならない。

(一部変更又は軽補正)

第25条 登録機器の一部変更又は軽補正をしようとする者は、「一部変更申請書」又は「軽補正願書」を工業会に提出し、審査を受けなければならない。

(登録機器の取下げ)

第26条 登録機器を取下げの場合は、「登録機器取下げ願書」を工業会に提出しなければならない。

2. 取下げ願書の提出は、登録機器の有効期限日の8か月前(以上)とする。

## 第4章 品質の維持・管理

### (適合義務)

- 第27条 型式認定の取得者が製造する認定品は、型式認定申請書の内容と同等のものでなければならない。
2. 認定品には、認定証票を取付け又は貼付しなければならない。
  3. 型式認定の取得者は、認定型式の取下げを行った製品に認定証票を取付け又は貼付してはならない。
  4. 登録機器の取得者が製造する登録品は、承認された申請書の内容と同等のものでなければならない。
  5. 登録品には、使用区分のラベルを貼付しなければならない。
  6. 登録機器の取得者は、登録の取下げを行った製品について、使用区分のラベルを貼付してはならない。

### (品質管理)

- 第28条 型式認定の取得者及び登録機器の取得者（以下「取得者」という。）は、「品質管理規程」に定める品質管理を実施しなければならない。
2. 取得者は自主試験を実施し、その結果を10年間管理・保管しなければならない。

### (立入調査の実施)

- 第29条 工業会は、取得者に対し、別に定める「立入調査規程」に基づき立入調査を行うことができる。

### (改善命令)

- 第30条 工業会は、取得者がこの規約に違反した場合は期限付きの改善命令を出し、この期間内に指摘事項の改善を指示するものとする。

### (認定・登録の取消し)

- 第31条 工業会は、取得者が前条の命令に対し正当な理由がなく、これに応じない場合はその認定及び登録を取消すことができる。

## 第5章 雑 則

### (公平性)

- 第32条 工業会は、業務の運営にあたって申請者及び取得者に対し全て同等に扱うものとする。

### (守秘義務)

- 第33条 工業会は、現行の法規又は関係する機関の要求がある場合を除き、業務を通じて得られる全ての情報を、第三者に明かさないう守秘義務を負うものとする。

### (苦情及び異議の申立て)

- 第34条 申請者及び取得者は、業務に係わる行為については苦情の申立てを、試験の合否に関しては異議の申立てを、工業会に行うことができる。

(手 数 料)

第 3 5 条 申請者及び取得者は、別に定める「手数料規程」によって手数料を納付しなければならない。

(継 承)

第 3 6 条 認定(登録)取得者が、認定(登録)に係わる事業を譲渡、相続又は合併を行ったときは、次に掲げる者にその事業の権利を継承できるものとする。

- (1) 事業を譲り受けた者
- (2) 事業の相続人
- (3) 合併後存続する法人
- (4) 合併により新たに設立された法人

2. その認定取得者の権利を継承する者は、「型式認定権利継承届」又は「登録機器権利継承届」と併せて必要書類を工業会に提出し、書類審査を受けなければならない。

(公 告)

第 3 7 条 工業会は、型式認定、型式認定の更新、認定型式の取消し及び取下げをしたときは、工業会ホームページ等に公告する。

2. 工業会は、登録機器、登録機器の更新、登録機器の取消し及び取下げをしたときは、工業会ホームページ等に公告する。

(事故責任の帰属)

第 3 8 条 認定品及び登録品において事故が生じた場合、その処理及び損害賠償の責務は、当該認定取得者及び登録取得者に帰属するものとする。

(責任と権限)

第 3 8 条の 2 認定(登録)取得者は、認定機器及び登録機器の品質を確保する責任を有し、不都合を生じた場合、次の措置を講じるものとする。

- (1) 直ちに工業会に報告すると共に、適切な措置を講じるものとする。
  - (2) 原因を調査し、再発防止策を検討し、工業会に報告する。
2. 工業会は必要に応じ、再発防止策等に対し指導することができる。  
なお、この場合の処置の責務は、当該取得者に帰属するものとする。
3. 工業会は認定機器及び登録機器に不都合がある旨の情報を得た場合、認定(登録)取得者に対し、速やかにその原因を調査・報告させ、必要に応じ再発防止策等を講じるよう指導することができる。

(規約の改廃等)

第 3 9 条 工業会は、認定・登録業務を適正かつ効果的に運営、維持するため、認定規約の見直し又はこの規約に定められていない事項については、委員会に諮り変更又は定めることができる。また、この規約の改廃は、会長が行う。

付 則

1. この規約は、平成 1 6 年 1 2 月 1 日から実施する。
2. この改訂規約は、平成 2 9 年 3 月 2 2 日より施行する。